

○かすみがうら市まちづくりファンド助成事業補助金交付要綱

平成26年3月31日告示第15号

改正

平成27年7月21日告示第59号

令和2年10月30日告示第115号

令和4年9月30日告示第123号

令和5年10月31日告示第131号

かすみがうら市まちづくりファンド助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、市民協働のまちづくりの推進に資するため、市民団体等が行うまちづくりに関する活動に対し、補助金を交付することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付原資等)

**第2条** 補助金は、かすみがうら市地域づくり基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第64号）第1条に規定するかすみがうら市地域づくり基金のうち、本市からの積立分の一部、かすみがうら市ふるさと応援寄附要綱（平成20年かすみがうら市告示第125号）による寄附金の一部からの積立分及びこれらの積立分による運用益を原資とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付対象者)

**第3条** 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる団体（以下「市民団体等」という。）とし、継続的な活動が確実に見込まれ、かつ、当該市民団体等の趣旨に賛同する市民（市内に住所を有する者をいう。以下同じ。）が自由に加入できることを要件とする。

(1) 市民団体 団体の構成員のうち、満18歳以上の構成員5人以上で組織され、かつ、その構成員の3分の2以上が市民である団体で、その運営に必要な事項が団体の定款、寄附行為、規約、会則等その他これらに準じる書類（以下「規約等」という。）により定められているもの

(2) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人のうち、主たる事務所を市内に置き、かつ、市内において活動を実施する団体

(3) 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人のうち、主たる事務所を市内に置き、かつ、市内において活動を実施する団体

(交付対象事業)

**第4条** 補助金の交付対象事業は、かすみがうら市地域づくり基金の設置、管理及び処分に関する

条例施行規則（平成21年かすみがうら市規則第8号）第2条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付対象事業としない。

- (1) 本来、地方公共団体等が実施すべき事業
- (2) 本市の他の補助金の交付を受ける事業
- (3) 事業の効果が特定の個人、団体又は地域に帰属する事業（交付を受ける市民団体等が相当期間にわたり継続的にまちづくり活動に資する事業に活用することが、契約等により担保される場合を除く。）
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (5) 仮設的な施設整備を行う事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の公益性、発展性、地域性、必要性、先導性、継続性及び創造性に照らし、魅力あるまちづくり及び地域の活性化に寄与することが認められない事業

3 交付対象事業は、ソフト事業のみとし、施設整備等のハード事業は対象としない。

（補助金の交付期間等）

**第5条** 補助金の交付期間は、1事業につき通算5年度を限度とする。

2 前条第1項に該当する事業に対する補助金の交付は、同一の市民団体等（構成員が同一である場合を含む。以下この項において同じ。）につき、原則として1回限りとする。ただし、同一の市民団体等が、別の交付対象事業を実施しようとする場合は、この限りでない。

（交付対象経費、補助率等）

**第6条** 補助金の交付対象となる経費、補助率及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付対象となる経費から除くものとする。

- (1) 慶弔費
- (2) 飲食及び懇親会（事業の一部と認められるものを除く。）並びに奢侈、娯楽、宴会等の経費
- (3) 宿泊（事業の一部と認められるものを除く。）に要する経費
- (4) 交付対象事業の期間を超える賃借に関する一切の経費
- (5) 商品券等の金券の購入に係る経費（謝礼等のために事業に係る経費として支出される場合は除く。）

- (6) 中古品で、事業の実施上、使用できることが明確でないものを購入する場合の経費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費  
(交付対象事業の公募)

**第7条** 市長は、期間を定めて交付対象事業を公募するものとする。

2 市長は、交付対象事業を公募するときは、公募に関する事項を定め、これを公表するものとする。

(応募の方法)

**第8条** 交付対象事業に応募しようとする市民団体等（以下「応募団体」という。）は、かすみがうら市まちづくりファンド助成事業実施計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、指定の期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約等
  - (2) 計画書を提出する日の属する事業年度における団体の事業計画・収支予算書及び当該事業年度の前年度における事業実績・収支決算書。ただし、計画書を提出する日の属する事業年度に設立した応募団体は、当該事業年度の前年度における事業実績・収支決算書に代えて設立から申請に至るまでの事業実績見込み・決算見込みとすることができる。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 第5条第1項ただし書きの適用を受けようとする応募団体についても、前項の規定による計画書の提出を毎年度行うものとする。
- 3 交付対象事業（第4条第1項第2号に該当する事業に限る。）の期間が第5条第1項に規定する交付期間を経過した場合に、新たな交付対象事業として申請することを妨げない。
- (事業の選定)

**第9条** 市長は、前条の規定による計画書の提出があったときは、第12条の規定により補助金の交付対象事業を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付対象事業を審査したときは、その結果をかすみがうら市まちづくりファンド助成事業審査結果通知書（様式第2号）により応募団体に通知するものとする。

(認定事業の公表)

**第10条** 市長は、前条の規定により選定等を行ったときは、応募団体の名称、代表者の氏名、選定事業の内容及び補助金交付要望額を市ホームページその他適切な方法により公表するものとする。

(応募内容の審査基準)

**第11条** 審査は、第3条及び第4条の規定を踏まえ、次の各号に掲げる基準により応募内容の審査を実施するものとする。

- (1) 公益性の高い事業であるか。
- (2) まちづくり活動に対して熱意があり、応募内容の実現が見込めるか。
- (3) 事業内容及び事業費が妥当であり、波及効果や新たな展開が期待できるか。
- (4) 市民協働のまちづくりの担い手となることが見込めるか。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、魅力的で個性豊かなまちづくりを推進するために必要な事業であるか。

(補助金の交付申請)

**第12条** 第9条第1項の規定により選定された交付対象事業の応募団体は、当該年度において市長が指定する期日までにかすみがうら市補助金等交付規則（平成17年かすみがうら市規則第39号。以下「規則」という。）の定めるところにより、補助金の交付申請を行わなければならない。

(実績報告)

**第13条** 補助金の交付対象者は、交付対象事業が完了したときは、規則の定めるところにより、必要な書類を添えて実績報告書を提出しなければならない。

(委任)

**第14条** この告示に定めのない事項については、規則の定めるところによるものとし、その他この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条に規定する補助金の交付原資を費消したときの属する年度の末日限り、その効力を失う。

附 則（平成27年7月21日告示第59号）

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（令和2年10月30日告示第115号）

この告示は、令和2年10月30日から施行する。

附 則（令和4年9月30日告示第123号抄）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

**附 則** (令和5年10月31日告示第131号)

この告示は、令和5年10月31日から施行する。

別表 (第6条関係)

区分	交付対象経費	補助率	補助金の額
第4条第1項に該当する事業	次に掲げるもののうち、補助金の交付対象事業の実施に必要な経費として、市長が認める経費とする。 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費（修繕料を除く。） (4) 役務費 (5) 委託料 (6) 使用料及び賃借料 (7) 原材料費 (8) 備品購入費	10分の9以内	市長が認める補助金の交付対象事業の実施に要する経費の総額に補助率を乗じて得た額以内とし、予算の範囲内で200万円を限度とする。

様式第1号（第8条関係）  
様式第1号（第8条関係）

かすみがうら市まちづくりファンド助成事業実施計画書

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

（応募団体）住 所

団体名

代表者名

かすみがうら市まちづくりファンド助成事業の選定を受けたいのかすみがうら市まちづくりファンド助成事業補助金交付要項第8条第1項の規定により、次のとおり提出します。

事業の目的・内容	
事業費	円
補助金交付要望額	円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>1 団体の内容及び活動実績</li><li>2 交付対象事業の計画書及び収支予算書</li><li>3 見積書の写し、現地写真等の参考資料</li><li>4 団体の規約等</li><li>5 団体の事業計画・収支予算及び事業実績・収支決算書</li><li>6 その他</li></ul>
備考	

様式第2号（第9条関係）  
様式第2号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

かすみがうら市まちづくりファンド助成事業審査結果通知書

（応募団体）

団体名

代表者名 様

かすみがうら市長

年 月 日付けで計画書の提出があったかすみがうら市まちづくりファンド助成事業について、審査の結果、次のとおり決定したので、かすみがうら市まちづくりファンド助成事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

審査結果	<input type="checkbox"/> 事業を選定する。 補助金等交付申請書に関係書類を添えて提出してください。
	<input type="checkbox"/> 事業を選定しない。 (理由)
備考	